

川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正の概要

1 改正の趣旨

有料老人ホームは、民間の活力と創意工夫により高齢者の多様なニーズに応えていくことが求められるものであり、一律の規制には馴染まない面があるが、一方、高齢者が長年にわたり生活する場であり、サービス水準の確保等のため十分に指導を行う必要がある。

そのため、本市では、厚生労働省の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（以下「標準指導指針」という。）を参考として「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「市指導指針」という。）を定め、事業者指導を行っている。

今般、令和6年度介護報酬改定等を踏まえ、標準指導指針の一部改正が行われたことに伴い、市指導指針についても所要の改正を行う。

2 改正の視点

- (1) 令和6年度介護報酬改定等を踏まえた標準指導指針の改正への対応
- (2) 老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第135号）の施行を踏まえた重要事項説明書の改正への対応

3 主な改正点

- (1) 標準指導指針の改正への対応

ア 平成30年に改正された建築基準法（平成30年法律第67号）において、戸建て住宅等（延べ面積200㎡未満かつ階数3以下）を福祉施設（有料老人ホームを含む）として利用する場合、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に耐火建築物とすることが不要とされたことを踏まえ、既存建築物等の活用の場合の、延べ床面積200㎡未満かつ階数3以下の建築物に関する特例を追加（市指導指針7（3））

イ 業務継続計画の策定に際し、地域の実態に応じて項目を設定すること及び感染症及び災害の業務継続計画の一体的策定が可能である旨を明記（市指導指針9（4）ア）

ウ 業務継続計画の策定、研修及び訓練における他の設置者との連携に関する規定を追加（市指導指針9（4）イ）

エ 協力医療機関との連携に関する要件を追加（市指導指針9（8）ア）

オ 第二種協定指定医療機関との間での新興感染症発生時の対応の取り決めに関する規定を追加（市指導指針9（8）イ、ウ）

カ 退院後の入居者の速やかな再入居に関する規定を追加（市指導指針9（8）エ）

キ 虐待防止措置の担当者に関する要件等を明記（市指導指針10（15）オ）

ク 身体的拘束等を行う場合の緊急やむを得ない理由の記録及び手続等についての規定を追加（市指導指針10（17））

ケ 一部の有料老人ホームにおいて、入居する高齢者が難病等の場合には、入居者紹介事業者に1人当たり最高150万円の高額な紹介手数料を払っている事案などがあったことを踏まえ、公平性・中立性を損ね、社会保障費の不適切な費消を助長するような紹介手数料が設定されることがないよう、高齢者向けの住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者との委託契約等を締結する場合の留意事項を追加（市指導指針13（5）エ）

- (2) 重要事項説明書の改正への対応

有料老人ホームに対して高齢者虐待防止のための取組の状況等の報告を求めることとされたことに伴い、重要事項説明書（川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱第6条第1項にある有料老人ホーム重要事項説明書（第2号様式））の一部改正（記載内容を追加）